

大牟田市立学校再編整備第二次実施計画（案）に対するパブリックコメント （市民意見募集）で寄せられた意見等の概要

1 パブリックコメントの実施概要

【意見募集期間】

平成22年6月1日（火曜日）～平成22年6月30日（水曜日）

【計画(案)の閲覧場所】

教育委員会総務課、情報公開センター、各地区公民館（7カ所）、市立図書館、市立小・中・特別支援学校および市のホームページに掲載

【意見提出方法】

郵送、電子メール、ファクス、持参

【意見の提出状況】

12名から35件の意見

※提出された意見については、すべて通学区域審議会に報告し、審議のための貴重な参考資料とさせていただきます。

2 寄せられた意見の概要

意見の内容については、要約して掲載しています。

教育委員会の考え方については、平成23年6月末の「大牟田市立学校再編整備第二次実施計画」策定時点のものです。

【計画全体について】

（策定の手続きについて）

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	6月30日までの限定的な意見募集にしては、募集方法や公開内容が少ない。6月1日～6月30日までの期間で市民からの意見は打ち切られるが、まずは、地域の人たちへの十分な説明をして、意見を求めてから計画を進めて行って欲しい。	第二次実施計画の策定に当たっては、学校の小規模化に対する緊急的な対応を必要とする学校について、基本構想や基本計画（P.13の「用語の説明」参照）の考え方に基づき計画案を作成し、パブリックコメント、再編対象校区のPTA・地域説明会及び再編対象校の保護者・教職員を対象とするアンケートを実施し、多数のご意見をいただきました。 それらのご意見については、すべて通学区域審議会に報告し、審議のための貴重な参考資料とさせていただきます。 また、計画案に対する意見募集や公表の方法については、「大牟田市パブリックコメント（市民意見募集）手続要綱」及び「大牟田市情報の公表及び提供の推進に関する要綱」の定めを遵守し、1か月間の意見募集期間を設け、関係機関等や市ホームページで閲覧に供するなど、他の計画と同様の機会を確保しました。
2	中学が3校統合（延命、船津、右京）の件は、1次計画にも出されていないのにも拘らず、2次計画（案）に初めて学校名が出てきたが、これを考えれば、6月の1カ月で説明、意見募集は有り得ない。 今回の大牟田市立学校再編整備第二次実	第二次実施計画の策定に当たっては、児童・生徒数の推計に基づく最近の少子化の進行状況を踏まえ、国が示す予定であった適正な学校規模の答申や小中学校の学級編成基準の見直し作業の動向などについて注視しながら、基本構想・基本計画に基づく再編計画に代えて、新たに学校規模適正化計画（仮称）を策定

	施計画（案）の進め方、又内容は全て撤回をすべきである。	する方向で検討を進めていました。 しかしながら、平成21年の夏頃に示される予定であった学校規模に関する国の答申が、諸般の事情により示されず、その後の見通しも立たない状況になりました。その一方で、市内では現在でも小規模化が進行していますので、従来の基本構想・基本計画に基づき、最小の学校規模（P.13の「用語の説明」参照）を下回る状況の発生を回避すること、及び学校再編により生じた一小一中体制については、将来的に解消することが望ましいとの、通学区域審議会からの「中学校教育の在り方について」の協議報告を踏まえ、緊急的な対応を必要とする学校について、第二次実施計画（案）を作成し、通学区域審議会（P.13の「用語の説明」参照）へ諮問しました。 教育委員会は、パブリックコメントや対象校区の地域・PTA説明会で寄せられたご意見のほか、対象校の保護者・教職員へのアンケートの結果について取りまとめた上で、通学区域審議会へ報告し、通学区域審議会では、それらの意見やアンケート結果を踏まえて慎重な審議が行われ、平成23年2月に答申が出されました。
--	------------------------------------	--

（計画内容について）

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	計画案の文章が曖昧で理解できなかった。大牟田で生まれ育っていないので、「歴史的背景」という表現や「地名（校区含む）」だけではわからない。	「歴史的経過」という表現は、現在の学校が過去に大規模校解消のために分離してきたものという意味で使用しています。 ① 笹原小学校から天道小学校が分離設立 ② 右京中学校から船津中学校及び延命中学校が分離設立
2	市人口の減少と少子化等の影響があり、児童数激減という現実により、学校区域の再編が行われることは致し方のないことであると考えます。	少子化に伴う学校規模の小規模化による教育上の課題を克服するため、市立学校再編整備基本構想における最小の学校規模を維持し、子どもたちの人的教育環境を整備することを第一の目的として、第二次実施計画を策定しました。
3	小規模校がいいところばかりではない。小規模校のデメリットを実際に体験した。やはり大人の感傷ばかりでなく、子どもの成長をまず第一に考えるべきと思うので、通学の安全さえ確保できれば再編に賛成である。	少子化に伴う学校規模の小規模化による教育上の課題を克服するため、市立学校再編整備基本構想における最小の学校規模を維持し、子どもたちの人的教育環境を整備することを第一の目的として、第二次実施計画を策定しました。 通学路の安全対策には、学校再編協議会の取組みを通じ、学校で設定する通学路を検証し、必要な安全対策を関係機関等へ要望するなど、保護者・地域の皆様と一体となって万全を期すように取組みます。

(通学区域審議会への意見)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	4つの統合計画は、それぞれ個別に判断すべきである。1つの切迫性のある統合計画のために、問題の多い統合計画までGOサインを出されない様に、全体最適と個別最適のバランスを取った答申をお願いします。	通学区域審議会へ、答申に当たっての直接具申の要望があった意見として、報告しました。

【天道小学校と笹原小学校との再編について】
(計画内容について)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	路線バスもあることから、玉川・天道・笹原の小学校3校合併という選択肢はないのか？現在の天道小学校に開校すれば、玉川小学校からも、笹原小学校からも路線バスで通学できるので、とても合理的だと思う。立地的にも特別支援学校に隣接していて、特別支援学校との交流も盛んなので、今の子どもたちに不足している思いやりや心の成長にはとても貴重な体験になると思う。	今回の第二次実施計画は、緊急的な対応が必要な学校を対象に策定しました。 天道小学校は小規模化が進行し、数年内には複式学級編成となる見込みのため、緊急な対応が必要となっており、基本計画で予定していた笹原小学校との再編を進めるものです。 玉川小学校については、基本計画で「複式学級編制を行うことが予測される状況が出現した場合、その対応については、隣接校の状況を含めて広域的に検討していくこととする」としており、現在の児童数の推計上は、近い将来に複式学級が発生するような状況にはありません。そこで、児童数の推移を見守りながら、平成23年度から協議をはじめるとの全市的な小・中学校の適正規模・適正配置計画の中で検討を行います。 また、天道小学校と笹原小学校との再編後の学校位置を笹原小学校としたのは、校地面積が広いことや教室数が多いこと等によるものです。特別支援学校との交流については、再編後も継続して、子どもたちの思いやりの心をはぐくんでいきたいと考えています。

(通学路の安全対策について)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	笹原小学校と天道小学校の再編について、通学距離が伸びる生徒も増えるので、学校設備の改修と同様に、通学道路の改修や、歩道の設置など、登下校時の安全対策もきちんとやっていただきたい。 特に、天道小学校前の有明高専行きのバスが通る道路は、笹原小学校に行くまでの歩道がきちんと整備されていない。車道幅が狭い割には車がスピードを出している朝・夕の交通量も多いので、事故が起こる前に安全対策も市が責任をもって計画していただきたい。	通学路の安全対策には、学校再編協議会(P.13の「用語の説明」参照)の取組みを通じ、学校で設定する通学路を検証し、必要な安全対策を関係機関等へ要望するなど、保護者・地域の皆様と一体となって万全を期すように取組みます。

(通学区域の見直しについて)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	校区の区切りの見直しも、学校再編計画とともにやっていただきたい。近くに中学校があるのに、校区外ということで遠くの学校に通学しなくてはならないのは理不尽である。今まで笹原だった校区で、勝立中学校に進学していた子どもたちの中には米生中学校のほうが近い子どもたちもたくさんいる。 笹原小学校と天道小学校との再編校の児童の進学する中学校は、自宅の距離によって勝立中学校と米生中学校とに、きちんと分けてほしい。	今の学校位置が校区の中心になかったり、校区境が複雑だったりする理由としては、歴史的に通学区域が、地域組織（公民館）による区割り、昔の川（溝）や崖等の地形を境としたものや旧社宅位置などの生活圏によって定められていたため、現在の宅地開発により校区境が分かりにくくなってきたことがあります。 また、大牟田市の人口増加期に学校建設を進めたことで、校区の中心部に敷地を確保することができず、校区境に面した学校が存在してきた経緯があります。 今後、平成23年度から市の全体的な小・中学校の適正規模・適正配置について検討を行うに当たり、校区としてのまとまり、生活圏の一体化、通学路の安全性の確保、地域からの一体的な要望等の観点から、校区の一部変更についても必要な地域があれば検討したいと思います。

【上内小学校と吉野小学校との再編について】

(策定の手続きについて)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	教育委員会は、平成14年度には上内小の児童が減少することは既に推計しておきながら、これまでに何らそれに対する措置を講じていない。統合する又は複式を実施する等もっと早い時点で周知しておくべきではないか。	上内小学校は、基本計画で「地理的条件及び地域開発状況等を勘案し、隣接校の状況を含めて広域的に検討していく」とされており、地域開発の状況と児童数の推移を見守っていましたが、現段階では、児童数が著しく増える見込みがなく、複式学級化が避けられない見通しとなったため、基本構想・基本計画に基づき、緊急な対応を講じることとしたものです。 しかしながら、上内小学校の再編については、地域・保護者の理解を得るまでに至っていませんので、当面は、学習・生徒指導上の工夫を講じながら、できる限り教育効果の低下を生まないよう努めるとともに、小規模特認校制度の研究を早急に行い、通学区域審議会の意見等も聞きながら対応に努めることとします。 また、今後も引き続き、複式学級の実施状況や新大牟田駅周辺の開発状況の変化、小規模特認校制度の有効性等についても検証するとともに、平成23年度から協議をはじめると予定の全市的な小・中学校の適正規模・適正配置計画の検討状況を提示するなど、地域・保護者の理解を得ながら取り組みを進めることとします。

(計画内容について)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	元々吉野小学校は上内校区の一部を統合して出来ており、以前の校区割りに戻すべきである。	吉野小学校は、昭和32年に白銀、吉野、橘の各市営住宅の建設に伴い、倉永、銀水、上内の各小学校区の一部の校区再編により新設されました。それから吉野小学校も50数年を経過し、新しい歴史を刻みながら成長を重ねてきましたので、当時の校区割りに戻すことは、現実的には困難です。また、校区割りを戻したとしても、上内小学校において将来的な児童数の増加が見込めるものではなく、抜本的な解決策とはならないと考えます。
2	学校再編について、地域住民の声を十分に聞いてほしい。新幹線の大牟田駅が出来て、将来地域発展につながる矢先の再編整備計画。計画を見直していただきたい。 小学校は地域のシンボルであり、また抛り所であり、地域に果たす役割は非常に大きい。このような校区から小学校をなくすことは、校区住民の手足をもぎ取るような行為と思う。	学校再編については、再編対象校の地域においては、単に学校が再編されることにとどまらず、地域コミュニティの形成をはじめとして、安心・安全の確保、種々の委員の選出など行政全般に関連して住民の皆様様の生活と密接に関係して様々な影響があることは承知しています。 しかしながら、教育委員会としては、少子化に伴う学校規模の小規模化による教育上の課題を克服するため、市立学校再編整備基本構想における最小の学校規模を維持し、子どもたちの人的教育環境を整備することを第一の目的として第二次実施計画を策定しました。 「21世紀を生きる児童生徒の学校教育環境整備を図る」という基本構想の目的へのご理解をお願いします。
3	今回の計画は、少ない児童数の解消か市財政再建か、説明会の場で、はっきりと分からなかった。いろんな案が話し合いの中で出てきたはずだし、地元へ、他の選択肢も含めて説明会なり、話し合う場と時間をいただきたい。	第二次実施計画は、少子化に伴う学校規模の小規模化による教育上の課題を克服するため、市立学校再編整備基本構想における最小の学校規模を維持し、子どもたちの人的教育環境を整備することを第一の目的として策定したものであり、財政再建を目的としたものではありません。 計画へのご理解をいただけるよう、今後も説明会等を通じて、話し合いの場を持ちたいと考えています。
4	吉野小と統合ではなく、橘中との併設を新大牟田駅近くで出来ないか。	本計画では、同じ学年で児童が助け合ったり、切磋琢磨できる教育環境をつくりたいと考えていますので、中学校との併設だけでは、小学校期に必要な一定の学校規模は確保できず、目的を達することができません。
5	再編の手法が、第一次実施計画と第二次実施計画では、全く違うものになっている。校名、校歌、校章等を学校再編後に決定するようになっているが、基本的には統合前に決定すべきである。統合後の決定では大規模校からの反対が強いことが予想され、	第一次実施計画における再編では、学校再編と同時に地域再編を行うことから、再編対象校を両校閉校し、新設校を開校するという手法で進めてきました。 第二次実施計画においても、原則としてこの手法を踏襲することとしています。この手法によれば、校名の決定から校歌、校章、校旗等の決定等のプロセス

	小規模校の意見や要望が反映されない結果となる。小規模校にとっては非常に不利な条件である。	を踏まえると学校再編の見地からは時間がかかる一方、地域の再編の見地からは、様々な調整を行うには十分な時間がなく、住民組織に負担をかけることも考えられ学校再編が遅れることも懸念されます。 したがって、学校再編への保護者・地域等との合意形成の時期も踏まえ、時間的な制約がある場合は、地域の再編に先行して学校再編を進めるなど、必要に応じた対応を図っていくこととしています。
--	---	---

(遠距離通学・交通対策について)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	上内小学校は、区域が広範囲で吉野小学校に統合されたら通学が遠距離で大変である。他の統合区域と比べてかなりの不利な点がある。特に四箇地域からの登校はバスの来年の廃止予定で親の負担が大きすぎる。児童と高齢者のことを考えて、バスの巡回をしてほしい。	小学校において4kmを超える遠距離通学児童には、公共交通機関の利用による通学費補助のほか、状況に応じ、スクールバス等の対応も検討が必要です。 高齢者の足としてのバスの確保については、学校再編の直接的な課題ではありませんが、全庁的な検討の結果、路線バスは存続することになりました。

(複式学級について)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	統合ばかり考え押しつけるのではなく、複式化という選択肢もあるようにしてほしい。教育委員会でも複式校を視察するなどし、複式化を否定するばかりではなく、複式を実施するための研修をしてほしい。上内小学校が複式校のモデル校になるよう努力してほしい。	大牟田市内の小学校では、小規模化に対応して、これまでも小規模校のメリットを生かし、きめ細かい指導を行うとともに、デメリットを克服するために、異学年や全校での合同行事に取組んだり、2校間での行事の共同実施や交流授業を取り入れるなど、精力的に取り組んできたところです。 また、平成20年当時、平成21年からの上内小学校の複式化の予測に対して教育委員会は、近隣の複式学級を有している学校に、校長・教頭・教務主任・市教委の指導室長の4名で視察を行うとともに、学校ともども複式化対策を行った経緯があります。視察後は、他の市町村からの資料を加味しながら、上内小学校全職員での研修会を開催し、複式化に向けたデメリットの克服の手法を学ぶとともに、教育課程の編成に着手したところです。 しかしながら、その視察団一行の見解としましては、複式学級には様々な観点から課題が多く、その解消が望ましいとの認識で一致しております。幸いにも転入生があったことから、平成21年度からの複式化は免れ、平成23年度については福岡県による激変緩和措置が実施されたため、6学級編成をすることができました。 平成24年度からの複式学級編成の見込みについては、当面は、学習・生徒指導上の工夫を講じながら、できる限り教育効果の低下を生まないよう努めるとともに、小規模特認校制度の研究を早急に行い、通学区区域審議会の意見等も聞きながら対応に努めること

		とします。 また、今後も引き続き、複式学級の実施状況や新大牟田駅周辺の開発状況の変化、小規模特認校制度の有効性等についても検証するとともに、平成23年度から協議をはじめるとの予定の全市的な小・中学校の適正規模・適正配置計画の検討状況を提示するなど、地域・保護者の理解を得ながら取り組みを進めることとします。
--	--	---

(その他)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	上内小学校と吉野小学校の統合は、他の統合地域と違い、校区の地域性、歴史感が全く違う。吉野地区との融和は困難である。	再編により小学校区がひとつになっても、両地域の再編を義務付けるものではありません。地域の再編については、住民の皆様の話し合いによる自主的な判断を尊重していきますし、地域の再編を行われる場合には、市としても地域再編促進事業等で支援していきます。
2	せっかく九州新幹線が開通しても町が活性化できなくなるのではないだろうか。	九州新幹線開通後の町の活性化については、様々な観点から総合的に検討していくことが重要であると考えます。
3	市街化調整区域のため自由に家が建てられないから、工業団地が出来ても、アパートもなく、よその区域から通ってきている人も多い。 工業団地の仕事も地元優先ではなく便利が悪いので、若い人たちが上内から出て行くと子どもも少なくなる。廃校になり吉野に統合されれば、ますます悪循環で高齢化が進み地域の活性化がなくなる。	市街化調整区域の規制により自由に住宅を建てられないことが、上内校区の少子化の一因となっていることは否めない面がありますが、現在の児童数の現状からは、学校再編により人的教育環境を整える必要があると考えています。 まちの活性化については、様々な観点から総合的に検討していくことが重要であると考えます。
4	調整区域を解いて住宅を自由に建てられるようにする。	(本市の都市整備部からは以下の回答を得ています) 市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引き制度については、法律上、その権限は都道府県となっています。 福岡県は、多様な市民ニーズや社会情勢の変化に対応するコンパクトなまちづくりや計画的な市街地形成、農地や自然環境の保全を図る上において、線引きを設定しています。 この線引き制度は、都市計画法の基本理念に掲げる農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、適正な制限のもとに、土地の合理的利用の実現を図る上での、根幹をなすものです。 従って、福岡県は、基本的に継続の考えであることや、本市の都市計画マスタープランにおいても現在の線引きを継続するという方針を示していることから、線引きの廃止は、難しいと考えています。

5	田舎をプラスに活用することを考えて上内の交通の便利さ（高速道路、新幹線）を活かし、上内の地域も協力して里親（養育できない子どもの受け入れ）になったり、リフレッシュで他校からの通学合宿の受け入れをしたり、星野村の山村留学のようなことを考えてみたらどうか。	通学合宿の受入や山村留学の対応では、一時的な児童数の増加はあっても、近隣の市町村の取り組み実績から、根本的に複式を解消するほどの児童の受入は期待できないと考えています。また、寄宿舎や夜間の指導員の確保など困難な状況にあります。里親制度は、児童相談所の判断で、里親としての登録家庭に子どもたちの養育をお願いする仕組みです。平成23年6月現在、大牟田児童相談所の管轄する大牟田市、みやま市、柳川市において、7組の里親家庭に小・中・高校生の子どもたちが生活しているそうです。しかし、里親の申し出に待機している児童もなく、やはり将来にわたる複式学級の解消につながるものではないと考えます。
6	児童数を増加させるために、上内校区へのUターンなり、新しく定住される方など、地元の住人として相談を受けたいし、役所の方にも協力してほしい。	具体的な協力の要請があれば、担当部局と連携して、できる限りの協力をしていきたいと考えます。

【上官小学校と大牟田小学校との再編について】 （計画内容について）

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	再編はやむをえない。上官小学校の校区内に暴力団事務所があることを考えると、早期実現を望む。 同じ子供が2回も統廃合に合わないように、中学校を先に再編するという一面は分かるが、小学校のみの再編を要望する。	通学区域審議会では、計画案に対する様々な意見も踏まえ、「学校再編についての保護者・地域の理解も、説明会やアンケート調査からもうかがい知れることから、保護者・地域の理解を得ることを基本に、前倒しすることも念頭に、中学校の再編時期をも考慮しながら検討されたい。」という答申を示されました。 しかし、上官小学校の保護者・地域から再編前倒しについては反対の意見が示されましたので、本計画においては、計画案どおり再編の時期を平成28年4月1日としました。
2	体育館は、敷地外隣接のテニスコートをつぶしての拡張を望む。	本市のテニスコートは、緑地公園8面、諏訪公園6面、手鎌北町公園4面、笹林公園2面、計20面ありますが、平成22年度の年間利用者数約39,000人のうち、笹林テニスコート利用者は約6,000人と、全体の利用者の約15%を占めています。 また、笹林テニスコートは、学校敷地とテニスコートとに大きな高低差があり、高低差を解消するための造成工事、擁壁工事、盛土工事が必要となり、体育館本体の建設に当たっても敷地が盛土になることから、特殊基礎（杭打ち工事）等も必要となるなど、工事費の増大も考えられます。 このようなことから、現在の学校敷地で法面や門などを整備することにより、可能な限り既存の体育館のラインから運動場側への、はみ出しを少なくしながら改築することを検討しています。

(跡地活用について)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	今後益々高齢化が進み、特に上官小学校区域はその現象が顕著であり、真剣に取り組んでいかねばならない重要課題を抱えている。学校区再編と共に『社会福祉の充実』にも大きな眼を向けていくべきだと真剣に思うが、今の上官校区又は近隣でそのような活動拠点（集会の場所）がないことが活動を阻害する一つの要因であり大きな痛手となっている。 現在の中央地区公民館が抱える大きな問題の一つとして、特に駐車場スペースが狭いことが挙げられる。上官小学校跡地に中央地区公民館を移設することであらゆる問題の解決を図り、有効活用を検討してほしい。 地区館だけでなく、大牟田市の統括公民館としての役割をも持たせた重要活動拠点としての利用や更には生涯学習支援センターとしての機能を持たせることも考えられる。現在の中央公民館跡地並びに黄金町にある生涯学習支援センターの跡地を有効活用した方が総合的に考えてもメリットは大きいと試算している。	地区公民館の配置につきましては、昭和 53 年に策定された「地区公民館配置計画（通称:7 地区館構想）」に基づき進めてまいりました。平成 14 年に三川地区公民館を移転新築したことで構想が実現し、現在、7 つの地区公民館がそれぞれの主な対象区域を定めて事業を行っています。 中央地区公民館は、平成 19 年度に中央公民館から中央地区公民館に変更され、地域の拠点として地域活動等の支援に努めてきました。現在の所在地は、比較的大牟田駅から近く、交通の便も良いところから、皆様に多く利用していただいています。さらに中央地区公民館は、上官、大牟田、大正、中友、白川、平原の 6 つの校区を主な対象区域としており、広い対象区域全体の拠点性・利便性を高めるよう努力しています。 また、中央地区公民館の駐車場についてですが、現在、36 台分の駐車スペースがありますが、多くの利用者があるような場合には、駐車スペースが不足します。できるだけ公共の交通機関の利用をお願いするとともに、少し遠くではありますが、生涯学習支援センターに車を誘導するなどの対策を講じているところです。しかしながら、先にも述べましたように他の地区公民館に比較して多くの利用者があることから、駐車場が不足していることのみをもって移転の理由とはし難い状況です。 生涯学習支援センターにつきましては、18 年 10 月に延命庁舎として市役所の分庁舎としての位置づけで開所したばかりでもあり、また小中学校の通級教室なども開設されていますので、中央地区公民館の移転とは切り離して検討しなければならないと考えます。

【右京中学校と船津中学校と延命中学校との再編について】

(計画内容について)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	文化の違う地域の住民同士には、あまりにも問題が多すぎる。せめて二校での再編が望ましいと思う。校区の広域化による暴力団対策や非行化への懸念もある。 現時点では、未来を担う子供たちのためにならないと考えるので、右京中学校と船津中学校と延命中学校の再編計画に絶対に反対する。 右京中の敷地で 3 校再編計画が進められれば、延命中学校区の入学人数は、極端に少なく、誰も行かないであろう。	中学校の再編計画については、学校再編により生じた一小一中体制については、将来的に解消することが望ましいとの、通学区域審議会からの「中学校教育の在り方について」の協議報告を踏まえ、右京中学校と船津中学校の 2 校再編では、延命中学校が 6 学級規模の小規模校として残り、「一小一中体制」の解消ができなくなります。また、将来的にさらに小規模化した場合に、教科指導の専門性の保持や生徒指導の継続性、また部活動運営等に支障をきたすおそれがあることから、右京中学校より他の 2 校が分離して設立された歴史的経過等を考慮して 3 校の再編を考えているものです。

		再編後の学校については、保護者や地域の皆様のご理解とご協力によるスムーズな学校運営が重要でありますので、通学区域審議会の答申を踏まえ、全市的な中学校の適正規模・適正配置による再編計画を平成24年度までに取りまとめ、保護者・地域の一定の理解を得ながら取組んでいきたいと考えています。 暴力団対策としては、市でも「大牟田市暴力団排除条例」を定めて全市的に取組みを進めており、警察及び地域の皆様とともに安心・安全なまちづくりの実現を目指します。
2	延命中学校エリアは地理的な条件で、現在および今後に向けて生徒数が増えていくことが考えられる。 提示されている資料には、単純な人口減少と現在生徒数だけから予測されているように思う。	延命中学校は、近隣の中学校に比べ減少率は低いように思われますが、平成12年に285名だった生徒数が、平成23年では214名と約25%減少しています。エリア的にも大牟田・上官小の児童数も平成23年までに15%強の減少を示していることから、延命中学校の小規模化は、今後ますます進むものと考えられます。
3	生徒数が増えることにより新規校舎等の準備も必要になることを考えると、3校→1校ではリスクが大きい。既存校舎も利用できるので、いきなり1校への統合ではなく、3校→2校→1校も検討必要。地域住民感情への配慮ではなく、当事者(特に生徒)の人生や将来への配慮を行うことが大事である。	中学校の3校を1校に再編することについて、不足する教室分は既存校舎の上階に増築することで対応ができます。また、短い年数の中で段階的に再編を繰り返すことは、学校も地域も落ち着かず好ましくありません。 本計画は、生徒の人生や将来への配慮の観点から、一定の学校規模の中で、子どもたちの「生きる力」をはぐくむことを目指して策定したものです。 跡地活用については、延命中学校の運動場について新設校の第二運動場としての活用も含めて検討するなど、施設の状況により既存施設の活用も踏まえて検討します。
4	再編後の学級数が15学級となり、これは現行の田隈中学校レベルとなる。新しい学校が、いきなりこの学級数で運営開始できるかという疑問であり、合併当初の生徒や教師への負担を考えると、無茶の計画は避けるべきである。	学校規模については、学校教育法施行規則第17条によると「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする(中学校準用)」と定められています。今回の3校の再編では、再編実施予定年度の平成27年度の学校規模は、12学級を予定していますので、標準の学級数の範囲内にあります。 他市においては、平成22年4月に3中学校の統合で誕生した天草市の本渡中学校や、同じく平成22年4月に2校統合で誕生した荒尾市の荒尾海陽中学校は、800人規模で運営されていることから、本市でも教職員の努力や保護者等のご協力を得ながら円滑な学校運営ができるよう努めます。
5	中学校については、右京中学校と船津中学校の2校での統廃合を望む。敷地は、立派な体育館のある船津中学校とし、移行期間中に校舎を整備すれば可能と思う。	右京中学校と船津中学校の2校再編では、延命中学校が6学級規模の小規模校として残り、「一小一中体制」の解消ができなくなることや、右京中学校から他の2校が分離して設立された歴史的経過等を考慮し

		て3校の再編を考えているものです。 船津中学校の体育館については、施設の状況から考えて、有効活用を検討していきたいと考えています。
6	船津中学校、右京中学校と延命中学校の3校を単純に合併させる場合、校区が広すぎると感じる。特に、延命中学校の校区は単独でも広いため、一部分割して白光中、松原中、米生中にも校区を振り分けたらどうか。様々な点から検討すれば、船津中学校と右京中学校の合併を行い、校舎は船津中学校を使うべきと考える。	右京中学校と船津中学校の2校再編では、延命中学校が6学級規模の小規模校として残り、「一小一中体制」の解消ができなくなることや、将来的にさらに小規模化した場合に教科指導の専門性の保持や生徒指導の継続性、また部活動運営等に支障をきたすおそれがあることから、右京中学校から他の2校が分離して設立された歴史的経過等を考慮して3校の再編を考えているものです。 学校位置を右京中学校としたことについては、上記の歴史的経過や施設の状況のほか、通学距離的にも右京中学校が中間に位置し、船津中学校区内から経路距離で最長の早米来町2丁目から2.8km、延命中学校区内から経路距離で最長の栄町2丁目から2.5kmとなっており、他の中学校と比べても比較的近い状況です。 また、校区としては、甘木中学校や橘中学校など市内にはさらに校区の広い中学校も存在しています。 学校規模については、学校教育法施行規則第17条によると「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする（中学校準用）」と定められており、今回の3校の再編では、再編実施予定年度の平成27年度の学校規模は、12学級を予定していますので、標準の学級数の範囲内にあります。 通学路を含め生徒の安全対策や施設整備等については、学校再編協議会での取組みをはじめ万全を期すよう努めます。 船津中学校の体育館については、施設の状況から考えて、有効活用を検討していきたいと考えています。
7	中学校再編については、校区が広くなりすぎて目が届かなくなり、児童、生徒の安全・安心に著しく不安を感じる。	右京中学校と船津中学校の2校再編では、延命中学校が6学級規模の小規模校として残り、「一小一中体制」の解消ができなくなることや、右京中学校から他の2校が分離して設立された歴史的経過等を考慮して3校の再編を考えているものです。 校区としても甘木中学校や橘中学校など市内にはさらに校区の広い中学校も存在しています。 通学路を含め生徒の安全対策には、学校再編協議会での取組みをはじめ万全を期すよう努めます。

(通学区域の見直しについて)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	現在の中学校の校区にこだわりすぎるあまり、新中学校の校区エリアがいびつになっているように思える。中間地域の希望選択制などの柔軟的な考え方もある。	今の学校位置が校区の中心になかったり、校区境が複雑だったりする理由としては、歴史的に通学区域が、地域組織（公民館）による区割り、昔の川（溝）や崖等の地形を境としたものや旧社宅位置などの生活圏によって定められていたため、現在の宅地開発により校区境が分かりにくくなってきたことがあります。 また、大牟田市の人口増加期に学校建設を進めたことで、もともと校区の中心部に敷地を確保することができず、校区境に面した学校も存在してきた経緯があります。 ご指摘の、中学校の希望選択制の導入について、地域の方々とふれあいや地域意識をもったまともは、生徒の健やかな成長においても重要なことと考えています。したがって、現在のところ希望選択制の導入についての考えはありません。 しかし、校区としてのまとも、生活圏の一体化、通学路の安全性の確保、地域からの一体的な要望等の観点から、必要な地域があれば、平成23年度から市の全体的な小中学校の適正規模・適正配置について検討を行うに当たり、中学校区の一部変更についても検討したいと思います。

(通学区域審議会への意見)

NO.	意見の内容	教育委員会の考え方
1	延命中学校の統合計画は、以下の点で問題があると考えるので、以下の点に配慮した答申をお願いします。 ・国道2本および鉄道で校区が分断され、通学や普段の生活範囲として危険である。 ・校区が広くなりすぎ、親の目が届かない。 ・生徒不足を単に校区拡大で補おうという策であり、現在の中学校の魅力衰退による私学への流動に対する対策となっていない。 魅力ある中学校とは、どのようなものであり、それを実現するための策は何を計画し、かつ、実現しようとしているのか示すことが先決である。	答申に当たって直接具申の要望があった意見として、通学区域審議会に報告しました。 通学区域審議会では、諮問後に実施されたパブリックコメントや対象校区の地域・PTA説明会で寄せられたご意見のほか対象校の保護者及び教職員へのアンケートの結果を踏まえて慎重な審議が行われ、平成23年2月に答申が出されました。 教育委員会では、その答申内容を尊重し、計画案の見直しを行い、この度、第二次実施計画を策定しました。 なお、「魅力ある中学校とは、どのようなものであり、それを実現するための策は何を計画し、かつ、実現しようとしているのか示すことが先決である」というご意見については、通学区域審議会の任務の範疇を超えています。このことについては、教育委員会で毎年策定している「教育施策の大綱」の基本施策のⅢ「学校教育の充実」でお示ししています。

※ 用語の説明

基本構想	平成 14 年 12 月 26 日策定の「大牟田市立学校再編整備基本構想」のこと。 市立学校においては、児童生徒数の変化により複式学級編制校の出現が予測されることや学習活動への特別な工夫を要する小規模校が増加するなど解決すべき課題が生じており、 21 世紀を生きる児童生徒の学校教育環境整備を図るため、長期的展望に立ち、責任ある教育行政の確保の観点から学校の小規模化に対応した学校再編整備を行うことを目的に策定したもの。
基本計画	平成 15 年 7 月 18 日策定の「大牟田市立学校再編整備基本計画」のこと。 「基本構想」に基づき、次代を担う子ども達に新しい時代を切り拓く能力と豊かな心を育成できる教育環境の整備充実を目指して、再編を必要とする学校の状況を勘案し計画を策定したもの。 基本計画の実施期間は、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間とし、計画の期間中において、地域状況等、社会の変化により考慮すべき事項が生じた場合には、計画の見直しを行うとしています。
最小の学校規模	「基本構想」の中で、学校規模が保たれないことによる学校運営、学習指導上の問題から維持することが必要とされている学校規模のこと。その基準は以下のとおり。 ① 小学校 全学年単学級の 6 学級規模校において、1 学年の児童数が 20 人（現行の学級編制基準に基づく最小学級児童数）を下回らない学校規模とします。 ② 中学校 教科指導の専門性を保持するため、それぞれの教科に必要な専門の教師の配置が可能な学校規模（現行 6 学級）とします。
通学区域審議会	大牟田市立学校通学区域審議会のこと。 大牟田市立学校通学区域審議会規則に基づき設置しており、審議会は教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を、教育委員会に答申すること、及び教育委員会の求めに応じ、市立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区域に関する事項を協議し、教育委員会に意見を述べることを任務としています。 「基本構想」及び「基本計画」の策定にあたっては、教育委員会から諮問を受け答申を行っています。また、平成 21 年 12 月にまとめられた「中学校教育の在り方について」の協議報告では、学校再編により生じた一小一中体制については、将来的に解消することが望ましいことや、中学校教育における一定の学校規模の必要性を提言されています。 教育委員会は、「第二次実施計画(案)」についても通学区域審議会へ諮問を行い、その答申を受け、最終的な計画案を策定し、教育委員会の審議を経て計画を決定しました。
学校再編協議会	再編対象校の教職員及び保護者、地域住民等を構成員として、概ね再編の 2 年前に設置します。校名案や校歌、校章に関するもののほか、通学路の安全対策や PTA 組織の再編、施設整備、廃校となる学校の資料保存など開校までに必要な協議を行います。